



家庭用アイロン台のSG基準

SG Standard for Ironing Board for Home-use

一般財団法人製品安全協会制定・27 安全業G第93号 2015年9月1日

一般財団法人 製品安全協会

家庭用アイロン台専門部会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
(部会長)	米山 聡	青山学院大学 理工学部
(委員)	秋山 隆	パール金属株式会社
	石川 康博	公益社団法人日本通信販売協会
	岩島 徹	株式会社友和
	川上 梅	実践女子大学
	木村 郁子	主婦連合会
	桑原 大甚	有限会社大栄産業
	小林 肇	元産業技術総合研究所
	武田 政昭	株式会社イトーヨーカ堂
	鶴崎 晃	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	永井 勉	株式会社良品計画
	松村 嘉久	一般財団法人ポーケン品質評価機構
	三浦 在路	株式会社生活品質科学研究所
(関係者)	経済産業省商務流通保安グループ製品安全課 経済産業省商務情報政策局日用品室	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ E-mail; operation@sg-mark.org	

家庭用アイロン台のSG基準

SG Standard for Ironing Board for Home-use

1. 基準の目的

この基準は、家庭用アイロン台の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭内で床上又は卓上に設置して布帛類のアイロンがけに使用する台（以下「アイロン台」という。）であって、かつ次のいずれにも該当しないものについて適用する。

- ・アイロン台以外の機能を兼ねるもの
- ・袖馬、肩馬、万十など部分がけ専用台
- ・コンセント等電気部品が付いたもの

3. 形式分類

アイロン台の形式は、表1の通りとし、更に附属品については、表2のとおりとする。

表1：形式

使用時の高さ	脚部の有無	高さ調整機能
立位使用を前提としたもの	あり	あり
		なし
座位使用を前提としたもの	あり	あり
	なし	なし
兼用のもの	あり	あり

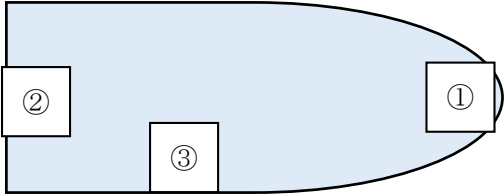
表2：附属品

附属品の種類	
アイロン置き台	アイロンを載せる専用台
仕上馬	アイロン台に取り付ける部分掛け専用の台部分(肩馬・袖馬等)
その他	ハンガーフック、アイロンコードフック、簡易的な棚など

4. 安全性品質

アイロン台の安全性品質は、次のとおりとする。

	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. アイロン台の外観、構造は、次の通りとする。</p> <p>(1) アイロン台の各部には、先鋭部、ばり、まくれ、ささくれ等の身体に傷害を与えるような欠点がないこと。</p> <p>(2) 各部の組付けは確実に、亀裂、破損及び使用上支障のある変形やはずれ等が生じないこと。</p> <p>(3) 平面上にアイロン台を使用状態にして置いた際に、接地部にすきまが生じないこと。</p> <p>(4) アイロン掛け面には著しい凹凸がなく、ゆがみのない連続した滑らかな面で構成されていること。</p> <p>(5) 脚部折り畳み機構や高さ調整機構、脚部伸展機構があるものは、円滑に作動し、各調整位置において確実に固定できる構造であること。 また、当該可動部に用いる金具等は緩み止めの処置を施していること。</p> <p>(6) 脚部折り畳み機構は意図せず折り畳まれない構造であり、固定具を有していること。 なお、可動部は手指などを挟みにくい構造であること。又は使用中容易に外れないカバー等で覆われていること。</p> <p>(7) 附属品を有するものにあつては、アイロン台本体に確実に固定できる構造であること。</p>	<p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感並びに操作により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(5) 目視及び操作により確認すること。</p> <p>(6) 操作により確認すること。</p> <p>(7) 操作により確認すること。</p>

<p>2. 強度</p>	<p>2. アイロン台の強度は、次の通りとする。</p> <p>(1) アイロン掛け面に力を加えた時、製品には亀裂、破損及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2) 附属品を有するものは、表3に示す条件の試験を行った時に附属品及びアイロン台本体の附属品取付部のいずれにも亀裂、破損及び使用上支障のある変形が生じないこと。</p>	<p>(1) 使用状態において確認すること。 脚取付部間の中央部のアイロン掛け面上に10cm角の十分に強度のある当て板を置き、当て板上に鉛直方向下向きに400Nの力を10秒間加えた後、壊れないこと。</p> <p>(2) 附属品の種類ごとに規定する力を附属品の中央部に10秒間加えた後、壊れないこと。</p> <p style="text-align: center;">表3：附属品別の試験値</p> <table border="1" data-bbox="810 672 1484 958"> <thead> <tr> <th>附属品の種類</th> <th colspan="2">附属品が作用する方向への力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アイロン置き台</td> <td>立位使用のもの</td> <td>60N</td> </tr> <tr> <td>座位使用のもの</td> <td>40N</td> </tr> <tr> <td>仕上馬(肩馬・袖馬)</td> <td colspan="2">200N</td> </tr> <tr> <td>その他の附属品</td> <td colspan="2">40N</td> </tr> </tbody> </table>	附属品の種類	附属品が作用する方向への力		アイロン置き台	立位使用のもの	60N	座位使用のもの	40N	仕上馬(肩馬・袖馬)	200N		その他の附属品	40N	
附属品の種類	附属品が作用する方向への力															
アイロン置き台	立位使用のもの	60N														
	座位使用のもの	40N														
仕上馬(肩馬・袖馬)	200N															
その他の附属品	40N															
<p>3. 安定性</p>	<p>3. アイロン台の安定性は、次の通りとする。</p> <p>(1) 脚部を有するものは、アイロン掛け面に力を加えた時にアイロン台が容易に転倒しないこと。 附属品を有するものにあつては、更に2.(2)の表3に規定する試験を行った際にもアイロン台が転倒しないこと。</p> <p>(2) 脚部を有するものは、最大高さにしたアイロン台を傾き10度の傾斜台に載せた時に転倒しないこと。</p>	<p>(1) 図1に示す位置に10cm角の当て板を置き、当て板上に鉛直方向下向きにそれぞれ表4に示す力を加えて確認すること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図1：力を加える位置</p> </div> <p style="text-align: center;">表4：試験値</p> <table border="1" data-bbox="810 1727 1484 1823"> <thead> <tr> <th>位置①及び②</th> <th>位置③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30N</td> <td>200N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 4方向(長さ方向左右、幅方向左右)それぞれで確認すること。</p>	位置①及び②	位置③	30N	200N										
位置①及び②	位置③															
30N	200N															

<p>4. 材料</p>	<p>4. アイロン台の材料は、次の通りとする。</p> <p>(1) 金属製材料の表面は、耐食性を有する材料を使用するか、表面に防錆処理を施したものであること。</p> <p>(2) アイロン掛け面・天板を構成する表面布、クッション材等の繊維材料及び木質系芯材は、有害な影響を与えおそれがないものであること。</p>	<p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 繊維材料は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合することを確認すること。 この確認は試験成績書によるものとする。</p> <p>更に、木質系の芯材を用いるものにあつては、当該芯材が建築基準法施行令第20条の7に規定する第二種ホルムアルデヒド発散材料（F☆☆等級）よりホルムアルデヒドの発散が少ない材料であること。 この確認は試験成績書によるものとする。 ただし、当該芯材の原板にJIS又はJAS規格によるF☆☆の表示があるものを使用する場合においてはその旨を証明する証拠資料の提出を以ってこれに替えることができる。</p>
--------------	---	---

5. 表示及び取扱説明書

アイロン台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

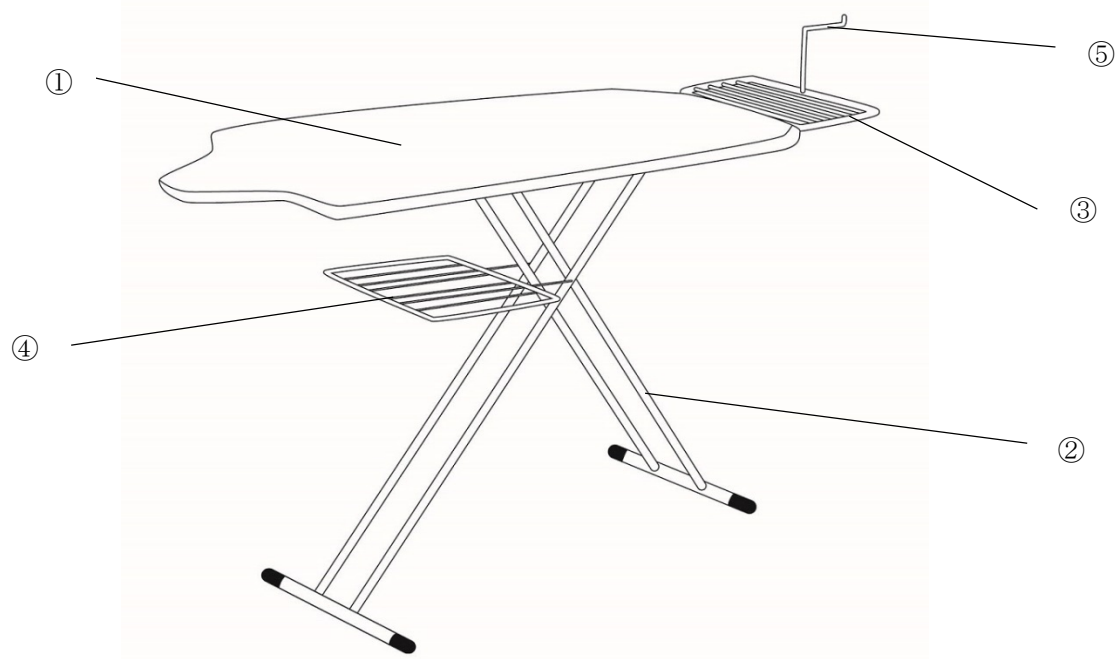
	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者、販売業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月もしくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用上の注意 アイロン台天板の裏面は、スチームが抜けたりアイロンの熱で熱くなるため、火傷に十分注意をする旨。 但し、構造上、天板裏面からスチームが抜けない又は防護措置が施されているものはこの限りでは無い。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) については、他の注意事項とは文字の大きさや太さや文字色を変えたり、枠で囲むなどを行い、目立たせるための強調を行うこと。 表記内容については「天板裏面の蒸気・火傷注意」などの文言でも可とする。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管する旨。</p> <p>(2) 脚部の折り畳み機構や伸縮機構を有するものはその操作方法、調整方法並びに固定方法。</p> <p>(3) 附属品を有するものは、その組立（取付）及び正しい使用方法。</p> <p>(4) 使用上の注意 ①アイロン台の上に熱いままのアイロンを放置しない旨。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。 必要に応じて図解等を加えることが望ましい。 ただし、当該製品に該当しない項目については当該項目の明示を要しない。</p>

	<p>②アイロン天板の裏面は、スチームが抜けたりアイロンの熱で熱くなるため、火傷に十分注意をする旨。</p> <p>③脚部を有するものにあつては、使用時に確実に固定する旨。</p> <p>④可動部を動かす時には、指がはさまれないよう注意する旨。</p> <p>⑤アイロン掛け以外の用途には使用しない旨。</p> <p>⑥アイロン台の上に乗ったり座ったりしない旨。</p> <p>⑦アイロン台に重いものを載せない旨。</p> <p>⑧水平な場所で使用する旨。</p> <p>⑨アイロン置き台にアイロンを置く際は、正しい置き方及びアイロンが確実に載せられることを確認する旨。</p> <p>⑩アイロン置き台に使用中のアイロンを置くとアイロン置き台が高熱になるため、火傷の危険がある旨。</p> <p>⑪アイロン置き台に充電台を載せない旨の注意、但し充電台を置くことを想定しているものにあつては、その取扱事項を記載する。</p> <p>⑫付属品は使用に際し、アイロン台本体に確実に固定する旨。</p>	<p>②については、「アイロン台（掛け面）はスチームを良く通します。透過したスチームや湯滴で火傷をする恐れがあります。スチームが肌に直接あたらないようにしてご使用ください。」「アイロン台の下に脚を入れて使用しないでください。アイロン台の裏側からアイロンの熱やスチームが抜けるため、火傷の恐れがあります。」等の主旨を記載すること。</p>
--	---	--

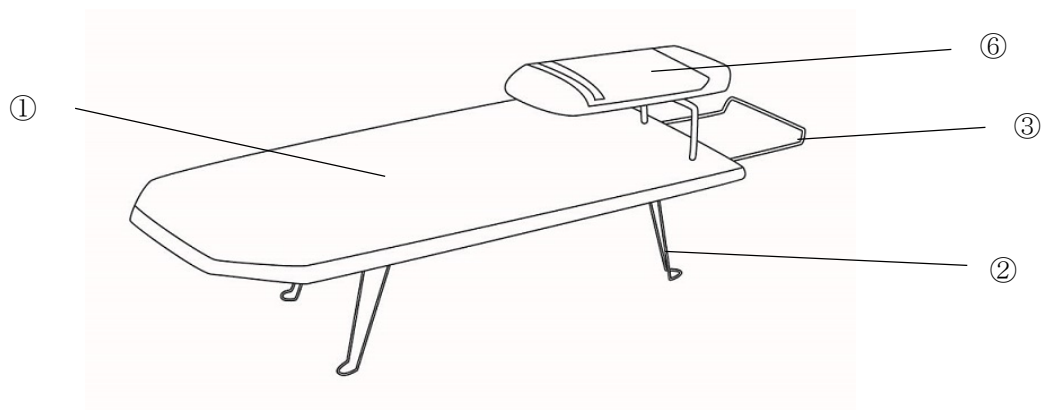
	<p>⑬立ち上る際にアイロン台に手をつけて立ち上らない、体重を預けるような行為をしない旨。</p> <p>⑭使用前に製品に亀裂や破損がないこと及びガタツキがないことを確認する旨。</p> <p>⑮その他必要に応じて保管上の注意事項</p> <p>⑯SGマーク制度は、アイロン台の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>⑰製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--

家庭用アイロン台の参考図・本基準で使用する部分名称

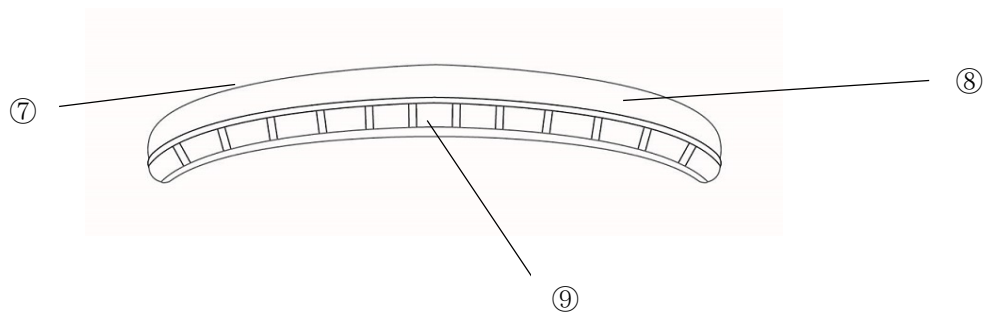
○立位使用（立ち型）のもの例



○座位使用（座り型）のもの例



○天板構成の例（断面）



番号	部 分 名 称	注 釈
①	天 板	アイロンがけをする部分
②	脚（脚部）	—
③	アイロン置き台	アイロンを一時置きするための台
④	簡 易 棚	簡易的な棚
⑤	（ハンガー）フック	衣類等を一時的に吊るすフック
⑥	仕上馬（肩馬・袖馬等）	部分がけ専用台部分
⑦	（アイロン）掛け面	アイロンがけの表面（表面布）
⑧	クッション材（パッド材）	フェルト等のパッド材
⑨	芯 材	天板の基材

CPSA0139 (2015 年 9 月 1 日)
家庭用アイロン台 S G 基準 解説

この解説は、当該 S G 基準に関する事項について説明するものであって、当該 S G 基準の一部ではない。

1. 基準作成について

過去、さまざまな事故事例があるものの、JIS 規格等で安全性に関する基準が十分定められておらず、また家庭用品品質表示法の対象品目でもないことから、S G 基準の制定が望まれていた。

本基準は、使用者が誤った使い方をしないための必要事項を定める一方で、強度に関する要求値などは合理的に予見可能な誤使用をある程度想定したものとしている。

2. 適用範囲について

一般家庭で使用するアイロン台を念頭に置き、いわゆるプロ用や特殊用途専用台の類は含まない。バキューム機能付きのものなども適用範囲外とする。また、脚立や机など他の機能との兼用台も適用範囲外とする。その他、アイロン台にコンセントや電気コード或いは他の電気部品が組み込まれたものも適用範囲外としている。並びにズボンプレスナーはアイロン掛けをする製品ではないため、自ずと除外される。

なお、仕上馬（「万十」「肩馬」「袖馬」など）の部分がけ専用台単体品については、特殊な台として扱い適用範囲外とした。但し一般のアイロン台に「肩馬」や「袖馬」などの仕上馬が附属するものにあつては当該アイロン台の機能の一部であつて、製品として不可分であるため適用範囲内としている。

3. 形式分類について

家庭用アイロン台は使用者が主に立って使用する高さの高いものと、使用者が主に座って使用する高さの低いものに大別することができる。附属品を有するものも少なからず存在するため、それらについても触れている。

4. 安全性品質について

- ・身体に障害を与えない外表面及び構造を要求した。
- ・使用者が万一、アイロン台天板に手をついて立ち上る動作を行った時に破損しない強度を要求した。
- ・アイロン掛け動作中に生じる横方向の力で脚部が折り畳まれないことを要求した。
- ・附属品を有するものは、通常その附属品が受ける力+ α の力に耐えることを要求した。
- ・アイロン掛け動作中にアイロン台が転倒しないことを規定した。また、アイロン台を設置する場所が建築基準法施行令に規定する屋内スロープ勾配(12.5%以下の範囲)であっても自立し、転倒しないことも要求した。
- ・アイロン台に使用する材料については、金属材料に関しては耐食性を有する材料（又は防錆処理を施したもの）とし、天板を構成する材料のうち繊維材料については、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づくホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合することを要求し、木質系芯材を用いるものについては、建築基準法施行令に基づくホルムアルデヒド発散材料規制に適合することを要求している。

5. 表示及び取扱説明書について

使用者が誤った使い方をしないための事項並びに注意喚起事項を規定した。特にアイロン台天板裏面からの蒸気抜け及び熱による火傷防止のための注意喚起については、他の項目より強調表示することを求めている。

6. 今後の課題について

スチームアイロンでアイロン掛けを行った際に、蒸気抜けを考慮した天板構造を有するアイロン台が多く市場に出回っている。他方、アイロン側ではスチームショットの噴出が強い製品も出回ってきている。

今回は、本体表示及び取扱説明書による注意喚起を主体とした要求事項としているが、今後については天板裏面から抜け出た蒸気が直接人体にあたらないような構造を要求事項に盛り込むことを視野に入れた検討が必要という認識を有しており今後の課題としている。